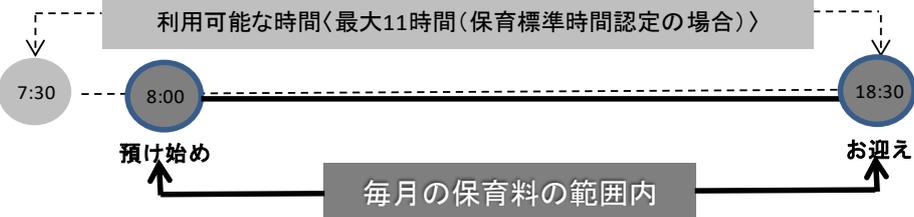


## Q&A

質問	答え
<p>Q1. 認定こども園等はいつから申込みができますか？ 締切りはありますか？</p>	<p>A1. 基本的には随時申請を受付けています。 出生届を出されたその日から申請できます。 毎月月末で一度締切り、翌月に翌々月の入所選考を行います。 4月入所（年度選考）の締切りは前年度の12月28日※です。 ※締切りが土・日・祝日の場合は前開庁日</p>
<p>Q2. 4月入所（年度選考）以外は認定こども園等に入れないですか？</p>	<p>A2. 本市では毎月入所の選考を行っているため、4月入所（年度選考）以外でも入所の可能性はあります。 しかし、基本的には、年度選考で各園定員どおりに入所者を決定しており、年度中は空きがない状況が続くため、年度途中の入所は難しいです。 ※在園児が退園した等、年度途中でも空きが発生する場合があります。</p>
<p>Q3. 入所しやすい園はありますか？</p>	<p>A3. 毎月選考のみ、各園の空き状況を「交野市HP 保育所のページ」と「こども園課窓口」にて公表していますので、参考にしてください。 （毎月月末更新） ※空きがある場合も、入所選考により入所者を決定するため、必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。</p>
<p>Q4. 毎月選考の結果は、いつどのように分かりますか？</p>	<p>A4. 月の中旬頃に、<u>内定者のみ</u>に紙面（追加内定者は電話）にて通知します。</p>
<p>Q5. 年度選考の結果は、いつ分かりますか？</p>	<p>A5. 年度選考を含め、4月入所の選考は合計2回あり、それぞれ結果がわかる時期は以下のとおりです。 【年度選考】 12月28日※締切り 結果は2月中旬頃。内定者・保留者に紙面にて通知。 【4月選考（2次選考）】 2月末※締切り 結果は3月中旬頃。<u>内定者のみ</u>に紙面（追加内定者は電話）にて通知。 ※締切りが土・日・祝日の場合は前開庁日</p>
<p>Q6. 第5希望まで記入した方がいいですか？</p>	<p>A6. 希望園を多くすると、その分、「選考対象になる園」が多くなることは事実ですが、入所内定が出て通えない園は、希望しないようにしてください。（内定を辞退された場合は、年度中の選考については減点されます） なお、「第1希望のみ」の場合であっても、それが理由で入所選考の点数が低くなることはありませんが、他の申請者と同点だった場合はより多くの園を希望されている方が、優先順位は高くなります。</p>
<p>Q7. 入所内定した際、辞退したらどうなりますか？</p>	<p>A7. 入所内定を辞退するという事は、保育の必要性が低いと判断し、原則、<u>同年度中はマイナス5点の調整点が適用され</u>、また、同年度以降も入所保留証明書（内定が出なかった証明）の発行はできません。 そのため、希望日・希望園をよくご確認のうえ、申請及び内容変更をしてください。</p>

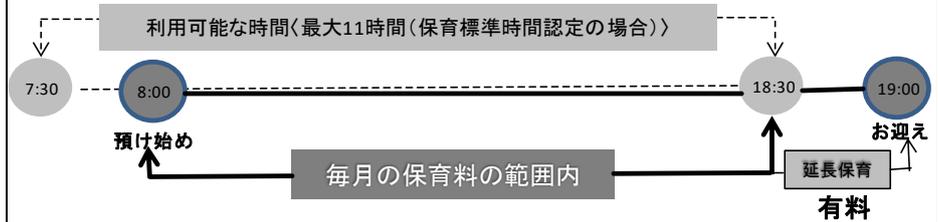
<p>Q8. 小規模保育施設の利用を考えていますが、子どもが3歳児クラスになる時は、どうすればよいのですか？</p>	<p>A8. 0～2歳児クラスを対象とする小規模保育施設や家庭的保育事業には、卒園後の通い先を確保するための「連携施設」（近くの幼稚園、保育所（園））を設定することとしています。</p> <p>交野市では現在、多数の小規模保育施設の「連携施設」が<u>幼稚園に</u>設定されており、保育所（園）の2号認定での入所は、選考により決定します。「連携施設」の詳細につきましては各園にお問い合わせください。</p>
<p>Q9. 育児休業明けに保育所（園）に入所したい旨の申請をしていましたが、選考により入所できませんでした。入所できなかった証明があれば育児休業を延長できますが、発行してもらえますか？</p>	<p>A9. 毎月選考の結果により希望日に入所できなかった場合、本市より通知は送らない為、保護者から「各種証明申請書」の提出があれば、入所保留証明書を発行する事ができます。証明内容は、選考時点での児童名・児童の生年月日・申請日・希望日・希望園・保護者名・住所が記載されます。<u>申請内容とは違う希望日の証明</u>を発行する等はできません。発行は月の中旬以降、月末頃となります。</p> <p>※育児休業給付金の受給期間の延長等の制度については、勤め先または、ハローワークで確認してください。</p>
<p>Q10. 第1希望の施設に入所できませんでした。内定した施設に通園しながら、転園を希望することはできますか？</p>	<p>A10. 転園申請を提出することで、内定施設に通園しながら転園を希望することが可能です。</p> <p>【申請時期】：入園後に申請、受付</p> <p>【希望可能日】：翌年度4月1日</p> <p>※ただし、きょうだい別園できょうだいがいる園または他市園に内定が出た場合に限り、随時申請（受付）が可能で、入園月の翌月1日からの入園希望が可能です。</p>
<p>Q11. 市立園と私立園の違いは何ですか？</p>	<p>A11. 市立園は2園とも同じ保育目標でカリキュラム等が同じです。私立園は保育目標などがそれぞれに違い、独自の特色があります。市立・私立園によって入園準備の購入品、延長保育時間など様々な違いがありますので、希望園への事前見学をお勧めします。</p>
<p>Q12. 市立と私立と小規模では、保育料が違いますか？</p>	<p>A12. 保育料（利用者負担額）は、世帯の「市民税所得割額」を本市の「利用者負担額表」に当てはめ決定しますので、「市立」「私立」の区分によって異なることはありません。</p> <p>ただし、「認定こども園・保育所」と「小規模保育施設」では、「利用者負担額表」が異なるため、同じ「市民税所得割額」でも保育料が異なります。</p>
<p>Q13. 祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？</p>	<p>A13. 父母の市民税に課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。非課税の場合でも、父または母に一定の収入（年間103万円以上）があれば、祖父母は算定の対象となりません。</p>

<p>Q14. 婚姻関係はありますが、事実上別居（離婚）状態です。ひとり親家庭として認定されますか？</p>	<p>A14. 婚姻状態が解消されていない場合でも住民票が別で、かつ家庭裁判所等で離婚調停中の証明等があれば、ひとり親家庭として認定をします。入所後の保育料の算定もひとり親家庭として算出しますが、祖父母と同居等の場合は、祖父母で算出する場合がありますのでお問い合わせください。（例：母の収入が年間103万円未満、または税控除や健康保険などで祖父母の扶養に入っている場合は、祖父母での算出。）</p>
<p>Q15. 今は他市に住んでいますが、申込みできますか？</p>	<p>A15. 申請時点で他市の方であっても申請が可能です。選考にて内定が出た場合には、入所日の前月末までに転入してください。転入が延期になる場合は、2ヶ月前までに希望日の変更をしてください。内定後、入所日の前月末までに転入が確認できない場合は、入所内定を取消します。</p>
<p>Q16. 今は他市に住んでおり、保育所（園）に在園しています。転入予定で交野市への申請を準備していますが、調整点はつきますか？</p>	<p>A16. 入所希望日が転入予定月の次月に限り、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に在園しており（2・3号認定に限る）かつ入所申込みにおいて利用施設を第5希望まで希望している場合、在園証明書の提出により調整点をつける事が可能です。</p>
<p>Q17. 交野市に転入予定（転入済）ですが、申込みには何年度の税証明が必要ですか？</p>	<p>A17. 入所希望日により、必要な税証明の年度が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所希望日が令和7年4月～令和7年8月の場合 令和6年度の税証明（令和5年分）が必要です。 【令和6年1月1日時点で交野市に住民登録がある場合は不要】</li> <li>・入所希望日が令和7年9月～令和8年8月の場合 令和7年度の税証明（令和6年分）が必要です。 【令和7年1月1日時点で交野市に住民登録がある場合は不要】</li> </ul>
<p>Q18. 求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っておりますが、短時間認定では延長料金が発生してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか？</p>	<p>A18. 認定時間は月単位での認定になるため、仕事が決まった日から標準時間認定に変更することはできません。就労証明書等を月末までに提出すれば、認定時間の変更は翌月1日となりますが、まずは変更することが分かった時点でこども園課までご連絡ください。</p>
<p>Q19. 認定が受けられない場合はありますか？</p>	<p>A19. 2・3号認定については、保育を必要とする事由、就労時間等により、認定が受けられない場合があります。認定を受けても、認定こども園等の定員に余裕がないと入所できません。</p>
<p>Q20. 支給認定証が必要です。どうしたら発行してもらえますか？</p>	<p>A20. 交野市では申請後・入所内定時・保護者の申出時のいずれかにより支給認定証の交付を行います。申請中の方で支給認定証が必要な場合はこども園課までご連絡ください。支給認定証のみ必要な方は、必要書類の提出をしてください。</p>

<p>Q21. 保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができるということでしょうか？</p>	<p>A21. 利用可能な時間帯の範囲内であれば最大11時間（※通勤時間+就労時間で、施設が定めた時間での利用）まで、追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありません。</p>  <p>※ 通勤時間+就労時間で、施設が定めた時間での利用となります。</p>
<p>Q22. 認定の有効期間は何年ですか？</p>	<p>A22. 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定をうける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、求職活動が事由の場合は、3ヶ月となります。</p> <p>入所要件の確認のために毎年2月頃に『現況届』と『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただきます。</p>
<p>Q23. 現在、保育所（園）の申込みをしていますが、2人目を妊娠しました。出産の為に保育所（園）が必要です。どうすればよいのですか？</p>	<p>A23. 産前に入る2ヶ月前に申請内容を【出産（産前産後）】の事由へ変更の手続きをして下さい。母子手帳の写しが必要となります。（P4を参照）</p> <p>出産予定日により、内容変更をする時期が異なりますので、事前に子ども園課へ相談してください。連絡がなければ求職中や就労等の事由のまま選考に参加する事となる為、内定時に申立相違となり内定が取消しになる可能性があります。</p> <p>【出産（産前産後）の入所期間】 産み月前1ヶ月から産後8週経過日を含む、月の末日まで（概ね3ヶ月）の限定入所</p>
<p>Q24. 現在、保育所（園）の申込みをしていますが、2人目を出産しました。産後、育児休業を取得しますが、上の子は保育所（園）に入れますか？</p>	<p>A24. 産前休暇前までに通常での内定が出なかった場合で、下の子の出産後に育児休業を取得される方は、上の子の希望日を下の子の育児休業明けの希望日に合わせていただきます。</p> <p><u>（※育児休業期間中の入所はできません。）</u></p>
<p>Q25. 上の子が現在保育所（園）に入所中で、下の子の出産の為に、母の実家（遠方）での里帰り出産を予定しています。上の子はその間、園を休む事ができますか？</p>	<p>A25. 長期欠席届を提出し、欠席をする事は可能です。ただし、自己都合での欠席となり、その間毎月の保育料はかかります。</p> <p>退所（園）を希望される方は、退所（園）届を提出して下さい。再度、保育所（園）が必要な方は申請が必要になり、選考にて内定が出た場合のみ再入所が可能です。</p>

Q26. 施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか？また、その時間を超えた場合、保育料はどのようなになるのでしょうか？

A26. 施設が定めた通常保育（※通勤時間+就労時間で、施設が認めた時間での利用）を超え、延長保育をご利用いただくことができます。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合に限りです。）その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。  
（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18時30分～19時は延長保育となります。）



※ 通勤時間+就労時間で、施設が定めた時間での利用となります。



入所申込み後、または入所後も  
状況が変わるときは、必ず連絡してください